

執行理事会規程

(目的)

第1条 公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）の事業の振興と運営の円滑化を図るため、この法人は、執行理事会を開催することができる。

(構成)

第2条 執行理事会は、会長、副会長、常務理事をもって構成する。

2 監事は、必要に応じて、執行理事会に出席することができる。監事が執行理事会に出席した場合において、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(招集)

第3条 執行理事会は会長が招集する。

2 会長に事故があるとき、または欠けたときは、職務代行者が招集する。

(業務)

第4条 執行理事会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会に付議すべき事項の予備的検討
- (2) この法人の運営についての審議

(権限)

第5条 執行理事会は、理事会の議案の提案主体とならず、議案提案権は各理事に委ねられる。ただし、第2条第1項の各構成員が単独または連名で、前条(1)の検討を踏まえ、理事会の議案として提案することを妨げない。

2 執行理事会の業務は、各理事、理事会、総会を拘束するものではない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成25年11月20日の理事会で改正し、平成25年11月20日から施行する。